

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 17 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 22 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 27 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 9 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 500, 000 1, 200, 000	一括	300, 000	50, 754	0
1	870, 000				
2	630, 000				



物 件 目 録

1 所 在 山武市白幡字入道地
地 番 1 5 5 1 番 2
地 目 宅地
地 積 5 1 5 . 7 0 平方メートル

2 所 在 山武市白幡字入道地
地 番 1 5 5 3 番 1
地 目 雑種地
地 積 3 7 3 平方メートル

(現況)

地 目 宅地



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 18 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1, 2】

本件土地につき、売却対象外の未登記建物（店舗兼倉庫、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、214.47㎡）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

・本件土地は、売却対象外の土地（地番 2757 番、所有者 C）と一体として上記 2 欄記載の売却対象外の未登記建物の敷地として利用されており、同土地との境界が不明確である。

・本件土地上に現存しない建物（家屋番号 1553 番）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 山武市白幡字入道地
地 番 1 5 5 1 番 2
地 目 宅地
地 積 5 1 5 . 7 0 平方メートル

2 所 在 山武市白幡字入道地
地 番 1 5 5 3 番 1
地 目 雑種地
地 積 3 7 3 平方メートル

(現況)

地 目 宅地



令和7年(ヌ)第46号
令和7年4月11日受理
令和7年6月26日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 田 中 剣 吾

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 山武市白幡字入道地 |
| | 地 | 番 | 1 5 5 1 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 1 5 . 7 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 山武市白幡字入道地 |
| | 地 | 番 | 1 5 5 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 3 7 3 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件1、2
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 ☒ 上記の者が物件1及び2土地及び件外土地(2757番)上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	1 物件1及び2土地は、下記の目的外建物の敷地等として一体的に利用されており、北側に自動車複数台が駐車可能なスペースがある(写真①②)参照)。北側が幅員約7メートルの県道に接する。また、南西側も幅員約6メートルの未舗装道路(2754番、地目：公衆用道路、所有者：建設省)に接している。 2 物件1及び2土地の北東側及び南西側はフェンス等で仕切られているが、南東側にはフェンス等がなく、境界線は不明瞭である。なお、南東側隣接地(2757番)は、下記目的外建物の敷地の一部として使用されているものと推定され(写真③参照)、現況、物件1及び2土地と一体的に利用されている。 3 物件1及び2土地の北西側にビニールハウス(動産)が存在する。また、北西端付近には引込柱1本が立っている。東側には資材等が置かれている。 4 物件1及び2土地上には以下の建物登記が残存しているが、現況及び債務者Aの陳述等から、当該建物(昭和52年新築)は既に滅失しているものと判断した。 【主である建物】 所 在 山武市白幡字入道地1553番地、1551番地2 家屋番号 1553番 種 類 事務室 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 47.86㎡ 【附属建物】 符 号 1 種 類 機械室 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 18.56㎡
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 概ね土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1、2関係)	
所 在	山武市白幡字入道地1551番地2、1553番地1 山武市白幡字梵天入道2757番地
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☒ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☒ 倉庫 ☐
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 (概 略)	214.47㎡ (山武市固定資産課税台帳の記載に基づく)
所 有 者	☒ 土地所有者 (債務者A) ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成6年2月 日ころ (Aの陳述に基づく) ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (Aの亡父B) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	1 物件1及び2土地の登記記録全部事項証明書の記載内容及びAの陳述内容から、AはBが死亡した日(平成28年5月16日)に目的外建物の所有権を相続により承継し、物件1及び2土地の占有を開始したと認めた。 2 目的外建物は、物件1及び2土地と件外土地(2757番)に跨って建在しているものと推定する(写真③及び土地建物位置関係図参照)。なお、現況及び関係人らの陳述内容から、Aは件外土地(2757番)を無権原で占有していると判断した。 3 目的外建物は、Aが店舗兼倉庫として利用している。また、Aの陳述によると、Aは目的外建物に居住しているとのことである。なお、目的外建物には「ユタカ種苗」と記載された看板が掲示されているが、当職の調査では、物件1土地所在地を本店とする「ユタカ種苗」という商号の法人登記は存在しない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

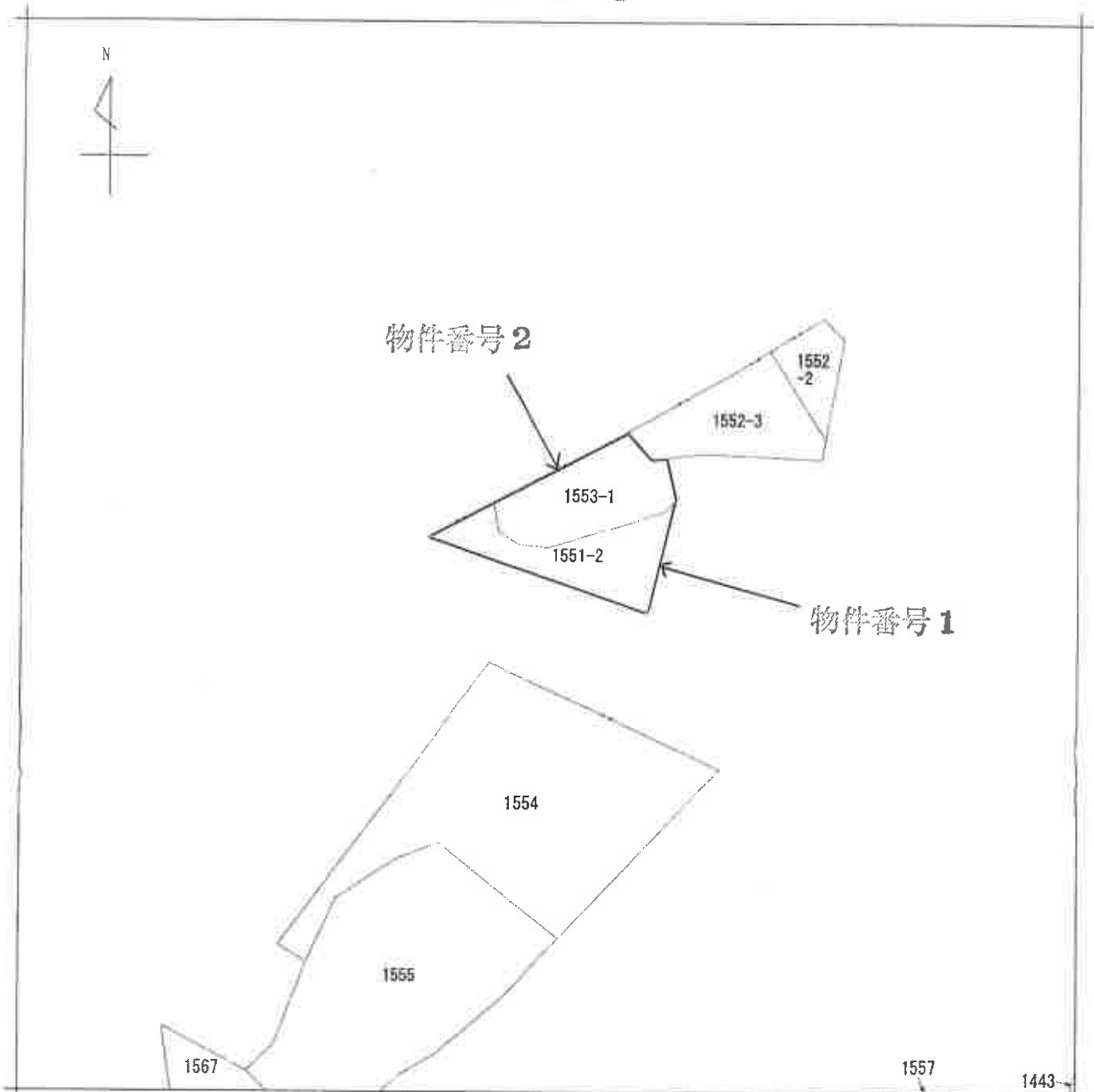
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者 A	物件1及び2土地は、私が個人で経営している「ユタカ種苗」の店舗兼倉庫の敷地になっています。店舗兼倉庫は、平成6年2月頃に私の亡父(B)が建てましたが、建物登記はされていません。亡父が平成28年5月に亡くなって私が相続しました。店舗兼倉庫の一部は居住スペースになっており、私の自宅としても使用しています。 亡父が物件1及び2土地を購入した時には、バッティングセンターと機械室が建っており、購入後は事務所として使用していましたが、平成5年頃に全部取り壊されました。物件1及び2土地上の建物登記(家屋番号：1553番)は、このバッティングセンターの登記ではないかと思います。 店舗兼倉庫が隣地(2757番)に跨って建っていることは2年前の競売の時に知りました。隣地(2757番)の所有者Cは親戚や知人ではなく、地代は支払っていません。 隣地(2757番)を含む物件1及び2土地の境界線について争いはありません。亡父が保管していた地積図には、物件1及び2土地の右上に斜線が引かれた細長い土地がありますが、その土地が隣地(2757番)ではないかと思います。ただ、その斜線が引かれたところと隣地(2757番)の位置が異なっており、おそらく亡父が誤って違うところに斜線を引いたのではないかと思います。 (令和7年5月20日に面談聴取)
■件外土地(2757番)所有者 C	物件1及び2土地には、以前バッティングセンターが建っていました。その後取り壊されて、今の建物(目的外建物)が建築されたようですが、私が所有者になっている土地(2757番)が今の建物(目的外建物)の敷地になっていることは2年くらい前に知りました。その土地(2757番)はBさんに売却したと思っていましたので、地代等は受け取っていません。 (令和7年5月20日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

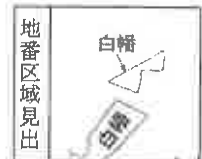
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月18日（金） ① 9：38－9：48 ②10：25－10：30 ③11：25－11：40	①山武市役所課税課 ②物件所在地 ③千葉地方法務局 東金出張所	①物件1及び2土地周辺の地番図等取得 ②物件確認、占有調査(目的外建物あり)、外観写真撮影 ③物件1及び2土地上の建物登記等調査
7年4月21日（月） ： ー：	千葉地方裁判所 執行官室	債務者Aの住所宛てに連絡依頼書送付 (期限内に連絡なし)
7年5月12日（月） ： ー：	同上	Aの住所宛てに立入調査日通知書発送
7年5月20日（火） ①13：00－14：15 ②14：45－14：55	①物件所在地 ②山武市松ヶ谷ロ	①Aの立会いのうえ評価人とともに立入調査、占有状況等確認、写真撮影 ②件外土地(2757番)所有者Cと面談
年 月 日（ ） ： ー：		
年 月 日（ ） ： ー：		
年 月 日（ ） ： ー：		
(特記事項) ■ 令和7年5月20日 目的物件は不在と予想されたので、立会人を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A3判をA4判に縮小



A B 白幡 白幡

請 求 部	所 在	山武市白幡字入道地				地 番	1551番2			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系又 は記号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)	平成3年10月31日		補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局東金出張所管轄)

令和7年2月13日

東京法務局

地図整理番号：M84537

登記官

(1/1)

(6 枚目)



土地建物位置関係図

写真撮影位置と方向



①



②



目的外建物

物件 1 及び 2

③



目的外建物

件外土地(2757番)
(黄点線は境界線を示す
ものではない)

副本

令和 7 年（ヌ）第 46 号

令和 7 年 5 月 20 日 現地調査

令和 7 年 5 月 21 日 評価

第 25K - 020 号 発行番号

令和 7 年 6 月 17 日 提出日

千葉地方裁判所

民事第 4 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

印東 伸泰

第 1 評価額

一 括 価 格		
金 1,500,000 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	870,000 円
物件 2 (土地)	金	630,000 円

- 1 一括価格は、物件 1，2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1，2 の価格は、後記目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示未実施区域
2	物件目録記載のとおり。		地目：宅地 住居表示未実施区域
番号	特 記 事 項		
1,2	物件1，2土地の上には目的外建物が建在するが，土地のみの評価である。		

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 山武市白幡字入道地 |
| | 地 | 番 | 1 5 5 1 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 1 5 . 7 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 山武市白幡字入道地 |
| | 地 | 番 | 1 5 5 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 3 7 3 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位 置 ・ 交 通	JR東金線「求名」駅の東方・約4.7km(道路距離) 最寄バス停「白幡四ツ角」の東方・約550m(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農地が展開する中に営業所，事務所，住宅，店舗等が散在する県道沿いの地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	無指定
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	－
	そ の 他 規 制	建築基準法第22条及び第23条指定区域 山武市景観条例
画 地 条 件 (規模，形状等)	形 状 :(略台形地) 地 勢 :(略平坦地) 接道方位 :(北・南西) 北 間 口 :(約35m) 南西間口 :(約33m) 地 積 :(888.70㎡) (特記事項2参照) 接面道路との関係 :(角地) 隣 地 と の 高 低 差 :(各隣接地と略等高)	
接 面 道 路 の 状 況	北側（県道） 路線名（緑海東金線） 幅員（約7m） 連続性（普通） 舗装（有） 歩道（無） 側溝（無） 高低差（道路と概ね等高）	
	南西側（認定外公道） 路線名（－） 幅員（約6m） 連続性（劣る） 舗装（無） 歩道（無） 側溝（無） 高低差（道路より約0.5m高い）	
	建築基準法上の種類	北 側： 建築基準法第42条1項1号 南西側： 建築基準法第42条1項3号
	セットバック	不要 セットバック部分の面積 －
	再建築の可否	可能

土地の利用状況等	物件1,2	件外土地（2757番）土地と一体となって後記目的外建物の敷地として利用されている。
	隣地	・北東側：自動車販売店舗 ・南東側：自動車販売店舗の車両等置場 ・南西側：認定外公道を介してビニールハウス ・北側：県道を介して農地
供給処理施設 （敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。）	上水道 なし（井戸水を使用） ガス配管 なし（プロパンガスを使用） 下水道 なし（浄化槽を使用）	
土 壌 汚 染 等	1. 地歴調査及び地図調査を行ったところ、物件1、2は従来農地であった土地を宅地へと転換した土地であり、土壤汚染の存在する可能性は低いと推定する。 2. 現在、後記目的外建物の敷地であり、地下埋設物の存否は確認できないが、現地調査の範囲では、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 3. 『ちば情報マップ』によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	
特 記 事 項	1. 物件1、2の北東側及び南西側にはブロックフェンスが設置され、これが境界を示すものと判断される。南東側は件外土地（2757番）と一体利用されており、境界は判然としない。なお、件外土地（2757番）は帯状地であり、公図や土地改良図（山武郡中央土地改良区にて入手）から概ね幅約2.4m、長さ約28mと推測される。 2. 債務者から入手した地積図（昭和59年6月29日付け）や後記目的外建物の建築計画概要書（平成5年9月10日 山第22号）に記載されている地積はいずれも674.20㎡であるが、これは物件1、2のほか件外土地（2757番）を含む地積と推測される。したがって、物件1、2の地積は608.20㎡（＝674.20㎡－66㎡（件外土地（2757番）の登記地積））程度であると推測され、物件1、2の登記面積合計888.70㎡に対して約32%の縄縮みが生じている可能性がある。	

3. 物件 1, 2 及び件外土地 (2757 番) に跨がって建在する目的外建物の概要は以下のとおりである。

登記の有無	無
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
面積	214.47㎡ (山武市名寄帳兼課税台帳の記載に基づく)
種類	店舗兼倉庫 (山武市名寄帳兼課税台帳の記載に基づく)
建築時期	平成6年2月 (山武市名寄帳兼課税台帳の記載に基づく)
所有者	物件 1, 2 所有者と同一
利用状況等	物件 1, 2 所有者が店舗, 倉庫, 居宅として利用している。
備考	物件 1, 2 及び件外土地 (2757 番) に跨がって建在する。

4. 敷地の南側には上記目的外建物が建在し, 北西側にはビニールハウス (定着性がないため動産と認定) が存する。北側は駐車スペースとなっており, 東側には資材等も置かれている。北西端付近に電気引込のためのポールが存する。
5. 上記目的外建物の建て替え前の現存しない建物の登記が残っている。債務者の陳述によれば, この現存しない建物は, 当初はバッテリーセンターとして営業し, 後に事務所として使用されていたとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ = オ
1	9,540	0.67	515.70	0.90	2,967,000
2	9,540	0.67	373	0.90	2,146,000
計					5,113,000

ア 標準価格：(公示価格等からの規準)

地価公示等(基準地 山武(県)-6)

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,500 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(99.2)}{100} & \times & \frac{100}{(104)} & \times & \frac{100}{(105)} & = & 9,540 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位+4% (格差率) 104

◇ 地域格差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。 (格差率) 105

標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個別格差：【物件1, 2】

(相乗積) 形状-3%, 角地+1%, 縄縮みの可能性あり-32% (格差率) 0.67

ウ 地 積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。 (格差率) 0.90

2 評価額の判定

前記により求めた価格から目的外建物に係る土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
		率	利用権等	
1	2,967,000	0.40	法定地上権	1,187,000
2	2,146,000	0.40	法定地上権	858,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,967,000	ー 1,187,000		0.70	0.70	870,000
2	2,146,000	ー 858,000		0.70	0.70	630,000
一括価格 (合計)						1,500,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：目的外建物が建在する土地のみの評価であること、件外土地と一体利用されており係争可能性が存すること等により市場性が減退することを考慮した。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考資料

・ 基準地価格（山武（県）-6）

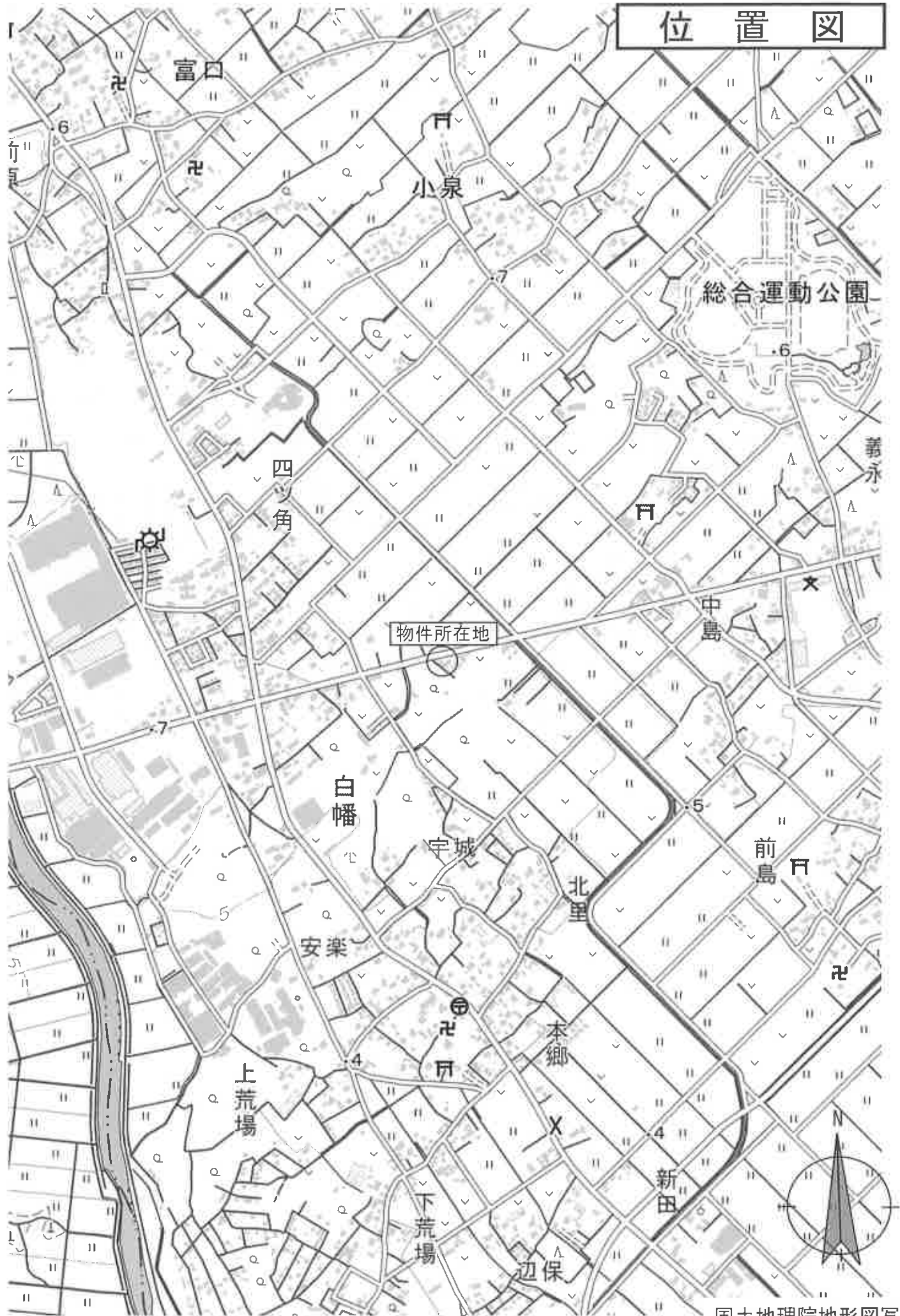
所 在	山武市小泉字上野場 1 1 1 9 番 1 9 外
価 格	10,500円/㎡
位 置	JR総武本線，JR東金線「成東駅」の南東方約4.2kmに位置する。
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	139㎡
供 給 処 理 施 設	水道
接 面 街 路	南西5m私道
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域，用途無指定区域（建蔽率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要	中小規模住宅が多い郊外の閑静な戸建住宅地域

第 7 附属資料

1. 位置図
2. 公図写
3. 土地建物位置関係図

以 上

位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明瞭にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 白幡
B 白幡

請求部分	所在	山武市白幡字入道地		地番	1551番2	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)	平成3年10月31日	補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法律局東金出張所管轄)

令和7年2月13日

東京法律局

地図整理番号：M84537

(1/1)

登録官

11

公 図 写

本図面はA3判をA4判に縮小したものです

土地建物位置関係図

